

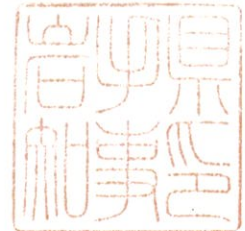
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市城下一丁目1番9号

氏名 八戸通運株式会社 代表取締役 角田 徹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年12月13日

許可の有効年月日 令和10年12月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)
- ・ 廃ポリ塩化ビフェニル等
- ・ ポリ塩化ビフェニル汚染物
- ・ 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

(以下、裏面記載)

無
以下余白

2. 許可の条件
以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 12 月 13 日 当初許可

平成 10 年 12 月 13 日 更新許可

平成 15 年 8 月 26 日 変更届出書受理 (代表者を大矢武から変更したこと。)

平成 15 年 12 月 13 日 更新許可

平成 18 年 4 月 6 日 事業範囲の変更許可

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸 (シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ (ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) を追加したこと。

平成 20 年 12 月 13 日 更新許可

平成 21 年 8 月 4 日 変更届出書受理 (代表者を三浦悌二から変更したこと。)

平成 25 年 12 月 13 日 更新許可

平成 26 年 8 月 11 日 事業範囲の変更許可 (特別管理産業廃棄物の種類に廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物を追加したこと。)

平成 29 年 7 月 10 日 変更届出書受理 (代表者を田中信明から変更したこと。)

平成 30 年 12 月 13 日 更新許可

令和 5 年 12 月 13 日 更新許可

令和 6 年 7 月 17 日 変更届出書受理 (代表者を高林秀典から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無
以下余白

5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白